



Title	＜翻訳＞ピーター・クラーク「近代イギリスの選挙社会学」（一）
Author(s)	クラーク, ピーター; 岡田, 新
Citation	大阪外国語大学論集. 1993, 8, p. 225-235
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/79595
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

ピーター・クラーク

「近代イギリスの選挙社会学」 (一) (翻訳)

岡 田 新

「過ぎ去った時代における必然的な進歩の原理を強調し、現代を賛美するわけではないとしても、それを正当化する歴史を創り出す。」ハーバート・バターフィールド (Sir Herbert Butterfield) が確立したウィッグ史観には、こういう特有の傾向があった。イギリスの立憲的な政治制度の発展は、このウィッグ史観の典型的な例証の一つであると考えられてきた。選挙制度の改革の研究は、ウィッグ史観の砦であった。しかし現代の歴史家は、議会制度を研究する場合、こうした憲政史ではなく、明らかにもっと社会学的な、投票行動の分析に注意を向けている。

チャールズ・シーモア (Charles Seymour) は、19世紀の選挙制度について古典的な研究⁽¹⁾を著した。シーモアの研究は、再版が待ち望まれていた。だがそれが上梓されると、初版が出された1915年から今までに、選挙についての問題の捉え方がどれほど変わってしまったか、改めて気づかされることとなった。かつてケインズ主義に同調しない経済学者は、「マーシャル (Marshall) の中にすべてがある」と言っていた。最近の選挙研究に懐疑的な研究者も、同じように「すべてはシーモアの中にある」と言う。シーモア以降の選挙研究の多くは、新しくもなく皮相である。懐疑的な研究者は、こう主張する。

しかし最近、独創的な研究が選挙について現れている。こうした研究は、今まで歴史家が無視してきた事実の持つ重要な意味を掘り起こした。そればかりではない。こうした研究は、我々のものの見方を変えた。⁽²⁾例えばシーモアは、1832年に樹立された選挙制度の運用に、重大な限界があったことをつづさに明らかにした。1832年の選挙法改正の意義は、大げさに誇張されてきた。シーモアはこの誇張をあばき、第一次選挙法改正を、民主主義の先触れとして捉える古い「ウィッグ」的な見方⁽³⁾を粉碎した。シーモアは不完全な選挙権登録制度によって、第一次、第二次選挙法改正の意義がそこなわれたことを明らかにしたのである。

しかし第三次選挙法改正以降の選挙権登録制度も、同じように不完全なものであった。ところがシーモアは、このことに何程か目をつぶっている。これには驚く他はない。博識なシーモアが、第三次選挙法改正後の選挙制度の欠陥に気づかないはずはなかった。にもかかわらず、シーモアはこの欠陥を強調しなかった。第三次選挙法改正を、シーモアは、民主化の頂点として位置付けたのである。これは、一瞬我々を当惑させる。だが1832年ではなく、1885年についてみれば、シー

モアも、やはり根本的にウィッグ的な歴史観を抱いていたのであった。(4)

たゆむことなき民主主義の前進を謳うウィッグ史観。こうした歴史観は、今では激しい砲火に曝されている。1700年には、10人の成年男子のうち8人が選挙権をもっていなかった。しかし1900年でも、まだ10人の内4人が選挙権を手にしていなかった。(5) 2世紀という時間と3次にわたる選挙法改正。これを考えると、この改革の過程は、着実に自由が拡大されてきた、というにはあまりに不十分である。大きな変革は確かに起こった。この変革によって、政府に対する国民大衆の力は強められた。最終的には、権力は少数から多数の手にわたった。これは真実である。しかし1832年に、貴族的な政治体制が中産階級の支配にとって変わり、1867年に、労働者階級が登場した。今ではこのように位置づけることはできない。こうした見方は、なぜ十分ではないのだろうか？

選挙法改正を、最初からどんな結果がでるか判った動かし難い過程として考える。これは根拠がない、ということがわかったからである。選挙法改正の意義を額面通りに受け取ることはできない。選挙法改正を起草した人物には、技術的な情報が充分手に入らなかった。このことだけをとってみても、選挙法改正はいずれも、暗闇への跳躍だった。昼の光の中で跳ぶのなら、選挙法改正は、これほど劇的ではなかったであろう。その結果も、予測できたであろう。各々の選挙法改正で選挙権は、見かけの上では特定の基本原則に基礎づけられた。このために、将来への希望と恐怖が、おおげさにかきたてられたのである。

第一次選挙法改正は、カウンティについては、古くからの40シリングのフリーホルダーの選挙資格を受け入れ、その上で、50ポンドの借地人の選挙資格をつけ加えた。バラについては、恣意的ではあったけれども、普遍的な形で、10ポンドの戸主の所に線を引いた。第二次選挙法改正は、(借地人資格の制限を年額12ポンドに引き下げたが) カウンティを放っておいた。しかしバラについては、極めて不自然な各個人の地方税納付のチェックを条件として、戸主選挙権 (household suffrage) という避け難い段階を切り開いた。この面では、第三次選挙法改正が、一番大胆でなかった。バラについての基本的な選挙資格を、カウンティにひろげる。これだけで、第三次選挙法改正は満足したのである。

しかし実際には選挙権は、この範囲までは拡大されなかった。というのも、投票の権利を生み出すのは選挙権の登録だったからである。非効率な選挙権登録制度と党派の争い。そして官僚的な形式主義。これが選挙権の登録制度をひどく偏ったものとし、選挙法改正の規定の多くを空文にした。選挙権の登録制度がどれほど偏ったものであったか。この点は今更に深く研究されつつある。(6)

1832年、1867年、1884年で、画然と時期を区分することは、適切ではない。これは選挙制度の実態を観察すればするほど明らかとなる。1867年に改正された選挙法の規定は、確たる制度として定着しなかった。1867年以後の総選挙の中で3つの選挙だけを相互に比較することができる。しばしばこう指摘される。しかし実は、1868年から1885年の4つの選挙のうち、どれ一つとして、

その前の選挙と同じ選挙権の下では行われなかった。こう言う方が適切である。1868年には新しい選挙権が初めて試みられた。しかし改正選挙法の規定は、混乱の中で、不均等で不十分な形でしか実施されなかった。1874年までには、二つの大きな変化がおこった。第一に、秘密投票が制度化され、第二に各個人による地方税納付の規定が静かに放棄された。この規定は、デイズレイリ (Disraeli) が第二次選挙法改正の礎石に据えていたものである。1878年の選挙権登録法⁽⁷⁾によって1880年にはバラとカウンティーとの相違は、更に拡大された。1885年にはカウンティーは、新たな選挙権登録制度ばかりでなく、新しい選挙権を与えられた。他方、新しい選挙区の境界が定められ、選挙費用にも新たな制限が課された。選挙制度全体の土台が根本的に転換されたのである。

ヴィクトリア時代の選挙権は、当初考えられていたより、はるかに制限され、変則的な制度であった。このことは今でははっきりと認められている。しかも、労働者は選挙権を与えられても、古い政党に黙って従っていた。選挙権登録の手続きがどのように行われたか。これを考えると、選挙権の登録制度が古い政党の地位を永続させる政治的な効果をもっていたことがわかる。つまり、政党は選挙権の登録を管理する地位を獲得したのであった。⁽⁸⁾選挙権登録の請求と登録への異議申し立て。この複雑な仕事は、政党のエージェントの特技であった。政党のエージェントの助けがなければ、選挙権登録の校閲法廷で、選挙権を守れない人が大勢いた。これは助けが得られなかった未組織労働者の多くには、選挙権が与えられなかったことを示している。この結果、政党は事実上投票する人を選んだのであった。

だから、有権者が既存の政党になぜ忠誠を示したか。その理由を問うことは意味がない。有権者が選挙権を獲得したのは、政党への忠誠心がわかっていたからであった。もちろん選挙権の拡大は、潜在的な有権者の、「適格性」の問題と常にかかわっていた。この点を考えると、問題はより一般的な意味をもっている。しかし選挙法改革論者がどれほど真剣に下層階級の「道徳的な改善」を期待していたか。そしてより民主的な制度の実現を下層階級に対する楽観論の勝利である、と信じていたか。⁽⁹⁾この点は、常に誇張されてきたように思われる。

1875年から1900年の間、労働者階級の政治組織を自称する団体は存在しなかった。このことは更に明確にすべき問題を提起している。もしチャーチズムのような規模の運動があれば、1867年の選挙法改正に十分な足掛かりを見い出すことができたかもしれない。⁽¹⁰⁾現代の民主主義の下での経験によれば、どこでも、有権者の投票行動は、事実上階級の観点から説明することができる。選挙はこの点では、「民主主義的な階級闘争の表現」⁽¹¹⁾と考えられる。だがヴィクトリア時代の選挙には、こうした見方は、どの程度あてはまるのであろうか？この点を考える前に、この疑問が歴史に対する正当な問題提起であることを確かめることが重要であろう。そのためには、同時代の人々が、投票行動をどのように一般的に捉えていたか。特に、労働者階級の票の行方をどのように捉えていたか。これを検討することが必要であろう。

二

人間は、自分の利益が何かを知っており、自己の利益を追求する。こういうベンサム主義的（Benthamite）な信念は、19世紀の民主主義についての議論を支える柱であった。この信念は、民主主義についての議論にはずみをつけた。この見方によれば、選挙権は、当然自己の利益を追求するために用いられる。選挙権は目的の為の手段であった。選挙権が拡張されるべきかどうか。それは、選挙権が行使されるべき目的を望ましいものとするかどうか。これにかかっていたのである。

穀物法撤廃の前に人民憲章がまず実現されるべきだ。ファーガス・オーコナー（Feargus O'Connor）は、このことを全く疑わなかった。「スプーンがなければ、スープを飲むことはできない」⁽¹²⁾からである。ロバート・ロウ（Robert Lowe）も、全く同じように、選挙権を手段と考えていた。もっともロウは、こう考えた結果、第二次選挙法改正に反対する運動を指揮したのである。労働者階級の政治運動は、社会主義的な形をとる、とロウは警告を発した。「この世の富を何らかの形でより平等に分配し直す。富や力あるものから取り、貧しきものに与える。これを約束する以外、労働者階級に受け入れられるようなことを言える人物がいるであろうか？」⁽¹³⁾

ある歴史家は、ロウのこうした立場を、自由主義に特徴的な「利害のイデオロギー」と呼んで、一般化している。自由党は、このイデオロギーのおかげで、議会改革が誰の利益になるのか計算し、ますます議会改革に懐疑的になった。他方、保守党はこうした功利主義的な概念に患わされなかった。だから保守党はもっと勇敢に行動することができた、というのである。⁽¹⁴⁾この違いは興味深い。しかしこのように政党を区別することは、おそらく適当ではない。教育を受けていない者が支配すれば、階級的な利益を実現する破壊的な法律をつくるであろう。保守党の中にも、こうしたロウと非常に良く似た見解をもつ人物がいたからである。これも功利主義ではないであろうか。ソールズベリー卿（Lord Salisbury）として保守党首相になるクランボーン（Cranborne）も、その一人であった。クランボーンは、民主主義の算術を信じる鋭い同僚とともに、議会改革のもたらす帰結を計算し始めた。その時デズレイリ内閣は、危機に瀕したのである。⁽¹⁵⁾

反対に自由党員の多くは、議会改革についてこういう計算をしなかった。職人は、バラの選挙区の有権者の7%に過ぎない。こう信じていた間は、グラッドストーン（Gladstone）は、職人がかくも少数であること。これこそ、選挙権を拡大する十分な理由であると考えていた。ところが、後に職人はバラ選挙区の有権者の26%にのぼることがわかる。すると、グラッドストーンは、職人が既にかくも多数であることが、更に選挙権を拡大する十分な理由である、と考えたのである。⁽¹⁶⁾選挙権は（有権者になるべき人の一訳者）価値によって定められる。グラッドストーンは、この立場を堅く守ろうとしていた。一方グラッドストーンは、選挙権を純算術的に考えることには反対していた。労働者は、「我々の骨肉そのものである」。⁽¹⁷⁾グラッドストーンは、好ん

で労働者に敬意を表した。労働者階級の有権者が選挙権について抱いている純粋に功利主義的な観念。デイズレイリにとっては、国民性こそ、こうした観念を溶解するものであった。だが、グラッドストーンにとっては、善意こそ、こうした功利主義的観念を溶かし去るものであった。自由党の理論的な立場が表明されている『議会改革論集』(Essays on Reform)にも、グラッドストーンと同じような、同様にあいまいな仮定がおかれている。

「選挙権を与えられるべき人」は、現在の有権者と「同じ骨肉」であるだけでは足りない。今の有権者とはほぼ同じ影響の下におかれねばならない。⁽¹⁸⁾ レズリー・スティーブソン (Leslie Stephen) は、こう考えていた。社会の他の部分と対立する利害をもつ労働者。『議会改革論集』の著者達は、こういう同質的な集団が存在することを認めていない。さまざまな社会的な相違のため、労働者階級はばらばらになっている、とされた。金持ちの財産を手に入れるために労働者が、選挙権を欲している。こういう見方は、さげすんだ口調で否定された。社会的身分に対する敬意こそ、極めて重要である。『議会改革論集』の執筆者はこう考えていた。A. O. ラトソン (A.O.Ruston) は言う。「富者の力は、重要な社会的力である。幾世代にもわたる習慣と伝統によって、この力はますます堅固なものとなっている。」⁽¹⁹⁾

議会改革によって民主主義が実現する。ロウはこう予測した。だがイギリス社会の歴史的な発展のありかたのために、この予測は的を射なかった。「一般的には数によって、具体的には労働者によって、下院が飲み込まれる。こうした危険は、どんな時にも、いかなる形でも、永久におこりえない。」⁽²⁰⁾ パーナード・クラクロフト (Bernard Cracroft) は、独断的に言い放った。レズリー・スティーブソンも、「例えそれが望ましいとしても、権力を完全に移すことができる」とは考えていない。「社会集団の力を法律の規定によって、そぐことはできない」⁽²¹⁾。スティーブソンも同じような理由をあげている。

これは一つの見方に過ぎない。しかしこの見方は、功利主義的な論理から導かれる予測より、現実起こったことによく符号している。シドニー・ウェブ (Sydney Webb) は、1880年代に、社会主義を民主主義の経済的な側面と呼んだ。しかしこの時ウェブは、第三次選挙法改正の具体的な結果を叙述していたわけではない。⁽²²⁾ R.B. ホールディン (R.B.Haldane) が指摘したように、第三次選挙法改正は、1885年に急進派のリーダーが追求していたものとは、ほとんど全く異質な改革だった。1893年にホールディンは、次のように書いている。「第三次選挙法改正は、生身の民主主義である。」更にホールディンは有名な注釈を加えている。「第三次選挙法改正には、強さと弱さ、進歩への要求と進歩の道を阻む伝統そのものが結び付いている。数の上ではとるに足らないが、社会を抑えつけている階層がこの伝統を表している。」⁽²³⁾ 民主主義と急進主義は同じ意味だ、という誤った考え方は、この頃には、完全に崩れ去っていたのであった。

三

政治は、階級の問題となりうる。こういう考え方は、ヴィクトリア時代の人々にとって決して疎遠なものではなかった。しかし、自分の利益を投票の動機とする実利的な人間に選挙権は与えられるべきでない。選挙権は、社会的な保守主義の網に囚われた、もっと体制内的な人物に与えられるべきだ。ヴィクトリア時代の人々の多くは、こう考えていた。こうした考え方を歴史家は改めて吟味してみなければならない。⁽²⁴⁾

第一次選挙法改正後も貴族によるコントロールは、存続した。このことを発見したシーモアは、その理由は何かを確信していた。1883年まで、人々の声は政治の腐敗によって抑えられていた、というのである。⁽²⁵⁾身分に対する敬意ではなく、政治の腐敗。これがシーモアの説明の核心であった。歴史家は、さまざまな資料を微妙に操作して、歴史像を実質的に修正する。政治の腐敗の問題は、実はその好い例であった。シーモアは、モラリストの精神で腐敗の問題を扱っている。ヴィクトリア時代の初期に、政治の腐敗がいかに広がっていたか。これは強調しすぎても、しすぎることはない。あまりに明白な事実だ。シーモアはこう主張する。賄賂を送る側と送られる側に共通する「政治倫理の低さ」。供給がもたらす道德の退廃。シーモアは、これを数多く書き込んでいる。⁽²⁶⁾

他方今日の歴史家にとっては、無料で送迎したり、ただ酒をふるまう供給は、全体として、邪気のない歓待に過ぎない。賄賂が大規模におこなわれていたことが、否定されたわけではない。しかし賄賂は、当時の選挙の習慣に深く根差していた。選挙制度自体を変えない限り、賄賂は根絶することのできないものだった。これが認識されたのである。⁽²⁷⁾政治の腐敗をどうみるかは、道德とはほとんど関係がない。今日の我々にとって一番大事なものは、当時の世論と現実である。選挙に関する当時の裁判は、腐敗行為として定義されるべき収賄と、いかがわしい目的と結び付いた応接とを区別していた。「選挙の過程で与えられるスープやパン。立法府はそのすべてが選挙を無効にするものとは考えていない。」⁽²⁸⁾このことは、当時の裁判では「明白」だった。

当時の人々にとって、賄賂がどれほどささいな違反だったか。これをシーモアも認めている。選挙区の売買や個人の買収。便宜をもたらす法律の約束。特別な便宜の供与。こうした行為は、すべて等しく自然な道理と物事の流れを表している。こういった情状酌量を求める訴えがしばしば行われていた⁽²⁹⁾。こういった議論は、古くからあり、一定の力を持っていた。政治倫理の概念は、社会の「自然な」状態についての特定の考え方と密接に関連している。最近取りざたされているこういう見方も、この議論を受け継いだものである。不法な影響力の行使とは、むきだしの現金の分配であったかもしれない。しかし、不法な影響力の意味は、良き世話役の果たす社会的な機能という、合法的な影響力の行使と対比した上で、明らかにする必要がある。⁽³⁰⁾当選するために新人がお金を沢山使う⁽³¹⁾ことに抗議が寄せられていた。これは、新人には、他の影響力を行使する手段が欠けていたことを意味していたのかもしれない。

ウェアラム (Wareham) 選挙区で地主のエール・ドラックス (Erle Drax) は、こう演説したと言われている。⁽³²⁾

「ウェアラムの有権者の皆さん！借地人や、私を頼っている人が良心に従って投票するよう、私が望んでいる。こういううわさを非常に悪賢い連中が、流しているそうです。これは真っ赤な嘘です。私を落しめようとする企みです。私にはそうした考えは毛頭ありません。こうした人は、当然私に投票すべきだと考えます。」

しかし「良心」と「影響力」は、これほど単純に衝突するものだったのであろうか？秘密投票については、強い疑問が投げかけられていた。「一般的に言って、秘密の行為の動機は、公の行為より常に劣る。」⁽³³⁾ こういう主張は、アーガイル公 (Duke of Argyll) ばかりではなかった。カウンティーの選挙についていえば、この主張はいかにも公爵のものらしい響きを持っている。「投票記録は、ほとんど所領の地形図だ。」⁽³⁴⁾ ジョセフ・パークス (Joseph Parkes) はかつてこう言った。これは強制力の結果だ、という明快な解釈にとびつきたくなる。けれども最近の研究は、パークスの見方を裏書しているが、その解釈には限定を加えている。ノーサンプトンシャーやケンブリッジシャーや、ハンチントンシャーでは、1830年代には、村全体が固まって投票していた。⁽³⁵⁾ D. C. ムーア (D.C. Moore) 教授は、この事実のもつ重要性を分析している。この研究は、強制による投票という解釈から、社会学的な説明へと一歩を進める試みとして、一考に値しよう。

四

ムーアによれば、第一次選挙法改正の原理は、選挙区を同質的な社会的なコミュニティとして定義し、異質なコミュニティをお互いに切り離すところにあった。こうして第一次選挙法改正は、古くから一体だったカウンティーのコミュニティに浸透する都市の影響力をそぎ、地主に加えられる圧力を取り除こうとしたのである。ウィッグは、全体として、合法的な影響力を維持しようとした。というのも、ウィッグのみる理想的な有権者とは、ベンサム的な自由な人間ではなく、コミュニティの一員として自分を認識し、コミュニティの既存のリーダーの合法的な影響力の下にある人間だったからである。⁽³⁶⁾

第一次選挙法改正の意図についてのムーアの研究には、なお検討の余地があるかもしれない。⁽³⁷⁾ しかしムーアは選挙で実際に行使された影響力の前提条件について、有意義な分析を行っている。他の歴史家も、ムーアと同じように、選挙で発揮された強い影響力は、単なる専制的支配と服従から形成されたものではなく、より複雑な結び付きから作られたものであることを強調している。「社会や経済では、通常一方の側に権威、他方の側に依存がある。こうした場合には、常に政治的な影響力が行使されがちである。」⁽³⁸⁾ ガーシュ教授 (Gash) は、こう一般化している。

ムーアの研究が権威と依存を強調する点でどれほど一貫しているか。これは明確ではない。確かにムーアは、「身分のコミュニティ」（典型的には所領に、だが商店や工場にも基礎をおく）と、「関心のコミュニティ」（宗教のような、より不確実なイデオロギー的な紐帯によって結びついている）を区別している。⁽³⁹⁾「垂直的」な社会的紐帯と、「水平的」な社会的な紐帯とを区別することは全く正しい。しかしムーアの後の著作は、この二つの概念を一緒にする傾向があった。この結果、ムーアは「所領や工場、国教会や非国教徒の教会のハイアラーキカルなコミュニティ」が、あたかも同じような関係であるかのようにも書いている。⁽⁴⁰⁾この二つのものは経験的事実としては、重なりあう。だから「イデオロギー」と「影響下においたコミュニティにふさわしい形で影響力を合理化すること」を区別することは難しい。⁽⁴¹⁾ここに二つのコミュニティの違いに目をつぶる根拠がある。もちろん、地主が自分と同じ宗教の借地人だけを受け入れていたのであれば、この問題はほぼ避けてとおることができよう。⁽⁴²⁾イングランドでは、政治的な理由による立ち退きは稀であり、借地農は、地主が支配するトーリーのリーダーシップを喜んで受け入れていた。これはかなり明瞭な事実である。農民は、少なくともウィッグが自由党から脱退するまでは、全体として貴族より更に保守的であった。従って、第三次選挙法改正までは、イングランドの農村の身分的な紐帯に対して実効のある挑戦は行われなかった。農業労働者に投票権が与えられてはじめて、古い地主のコントロールは崩壊したのである。⁽⁴³⁾

他方ウェールズでは、早い時期から、身分をイデオロギーと簡単に区別することができた。19世紀の前半を通じて、メリオネスでもカーデイガンシャーでも、農村の政治は、固く結束した大地主のグループによってコントロールされていた。大地主のグループは、普通は借地農とよい関係を保ち、しばしばその土地に住み、ウェールズ語を話すことすらあった。しかし1859年、1865年、1868年の選挙では、宗教が争点となり、それまで従順であった非国教徒の借地農は、地主の政治と敵対することになった。⁽⁴⁴⁾この新しい状況下で、地主は借地農を圧迫した。地主の意志を無視した借地農は、立ち退きを迫られた。政治的な身分のイデオロギー的な前提が存在しない状況のもとで、地主の力が行使されたのである。これは極端な例であった。だがこの例は、権力が決定的な要因であり、富の力が投票の記録と結び付いていた事を明らかにしている。

【原 注】

- (1) Charles Seymour, *Electoral Reform in England and Wales* (Newton Abbot, David and Charles, 1970, 564pp.)
- (2) D.G.Wright の *Democracy and Reform 1815-1885* (London; Longman, 1970, 160pp.) は、Seminar Studies in History のシリーズへの有意義な貢献であるが、その中に証左がみられる。この書物の巻末の

文献目録は、伝統的なやりかたで設定されたテーマについての解釈が、1960年代に出版された選挙政治の研究によって、どれほど影響を受けたかを示している。

- (3) 例えば、H.J.Hanham, *The Reformed Electoral System in Great Britain 1832-1914*(Historical Association Pamphlet 1986)で引用されているJ.R.M.Butler, *The Passing of the Great Reform Bill*(1914)の一節をみよ。Hanhamの文献は、このテーマに関するすぐれた今日的な入門書である。
- (4) *Electoral Reform*, pp.3,316, 458, 485.
- (5) J.H.Plumb, 'The growth of the electorate in England from 1600 to 1715' *Past and Present*, 45(Nov. 1969)p.111.は、1700年頃には、成年男子の少なくとも15%が投票することができた、と推計している。Neal Blewett 'The franchise in the United Kingdom, 1885-1918' *Past and Present*, 32 (Dec. 1965) p.31.は、1911年に成年男子人口全体のおよそ60%が投票権をもっていた事を示している。
- (6) 1885年までの時期については Seymour に有意義な章がある。制度の欠陥については H.J.Hanham, *Elections and Party Management; Politics in the time of Disraeli and Gladstone* (1959), pp.233-5, 399-403.1885年以後の時期については Blewett. *loc. cit.* と Peter Clarke, *Lancashire and the New Liberalism* (Cambridge, 1971), pp. 103-13を参照。
- (7) この施策は、重大だが無視されてきた。この法律は、より均等な選挙権登録の手続きを実施し、この手続きは、1885年にはカウンティーでも実施された。またこの法律は、有権者の予備リストをより完全に集成し、根拠のない選挙権登録への反対の余地を狭めた。Seymour, *Electoral Reform* pp.376-80. 1880年における大選挙区での自由党の得票の増加が、どれだけこの法律に起因するものであるかは、興味深い問題である。得票の変化については、P.D.Dunbabin, 'Parliamentary Elections in Great Britain 1868-1900; a psephological note' *English Historical Review*, lxxxi (1966), Table 2, p.88.
- (8) 政党は1830年代に既に Bradford で、選挙登録のために活動していた。D.G.Wright, 'A Radical borough: Parliamentary politics in Bradford 1832-41', *Northern History*, iv (1969), pp.152-8.反穀物法同盟が、有権者を精力的に創り出した極端な例としてはF.M.L.Thompson, 'Whigs and Liberals in the West Riding, 1830-1860' *E.H.R.*, lxxxiv (1959), pp.226-7.
- (9) N.McCord, 'Some difficulties of Parliamentary Reform', *Hist. Jnl.*, x (1967), pp.376-9.
- (10) もちろん資金が問題であった。この問題は、W.G.Gwyn, *Democracy and the Cost of Politics in Britain* (1962)で研究されている。Holyoake が言うように、「下院は、ロンドンのバブと同じく、料金を払えるものだけに開かれている。」(Hanham 前掲 p.xii に引用。)しかしもし労働組合が政治的な意志を持っていれば、ほとんどこれは現実的な障害とはなりえなかったであろう。Royden Harrison, *Before the Socialists; Studies in Labour and Politics 1861-1881* (1965), pp.204-8.
- (11) これはS.M.Lipset, *Political Man* (1960)の選挙に関する章のサブタイトルである。リブセットの経験に基づく一般的議論を見よ。pp. 220ff.
- (12) Asa Briggs (ed.), *Chartist Studies* (1959), p.104に引用。
- (13) Harrison, *Before the Socialists*, p.127. に引用。Loweの見解については、Asa Briggs, *Victorian People* (1954), ch.ixが有意義な研究である。
- (14) Gertrude Himmelfarb, 'Politics and Ideology: the Reform Act of 1867', *Victorian Minds* (1968), p.382. (この論文はもともとは1966年に *Journal of British Studies* に発表された。)
- (15) F.R.Smith, *The Making of the Second Reform Bill* (1966) pp.74, 154-5.を参照。Himmelfarb女史の見解は、同じく Maurice Cawling, *1867. Disraeli, Gladstone and Revolution* (Cambridge, 1967)の刺激的な研究でも、支持されていない。教育を受けざる者が、貧民と区別されるべきものであるかどうかという問題は、ここでは立ち入らない。
- (16) Seymour, *Electoral Reform*, p.254 n.
- (17) 1886年7月の下院での演説 (Smith 前掲pp.86-7で引用)。これはすぐにキャッチフレーズになった。
- (18) 'On the choice of representatives by popular constituencies', *Essays on Reform* (1867), p.118.
- (19) 'Opportunities and shortcomings of government in England', *ibid.*, p.189.

- (20) 'The analysis of the House of Commons, or indirect representation', *ibid.*, p.189.
- (21) *Ibid.*, p.120. 民主主義の理論を、パタナリスティックな社会的前提によって、受け入れやすいものにしようとする。このことのもたらす両義的な結果は、もちろん新しいものではない。James Millの議会改革論も、これと本質的な異ならない。William Thomas, 'James Mill's politics: the "Essay on Government" and the movement for Reform', *Hist. Jnl.*, xii (1969), pp. 249-84.
- (22) Bentley B.Gilbert, *British Social Policy 1914-1939* (1970), p.305.
- (23) L.T.Hobhouse, *The Labour Movement* (1893), preface by R.B.Haldane, pp.ix-x.
- (24) Henry Pelling, *Popular Politics and Society in Late Victorian Britain* (1968)特に巻頭論文'The working class and the origins of the Welfare State'は一般的な論点を提示している。もっともPellingは、労働者階級が、単に選挙の争点として福祉に関心がなかったばかりではなく、宗教にも帝国主義にも、関心がなかったと論じている。
- (25) Seymour, *Electoral Reform*, pp.4. 197, 315, 184-5, 454, 520-2.
- (26) *Electoral Reform*, pp.174, 189, 193.
- (27) Norman Gash, *Politics in the Age of Peel. A study in the technique of Parliamentary Representation* (1953), p.168.「唯一つの政治行動だけが正しい」という見解はガーシュに帰せられるが、私には正確ではないように思われる。D.C.Moore, 'Political morality in mid-nineteenth century England: concepts, norms, violations', *Victorian Studies*, xiii (1969), p.32.
- (28) Cornelius O'Leary, *The Elimination of Corrupt Practices in British Elections 1868-1911* (Oxford, 1962) p.50n.
- (29) *Electoral Reform*, pp.453-4.: cf. pp.194-5, 231, 233; O'Leary 前掲 pp.183, 232.
- (30) Moore, 'Political morality' 特にpp.15 ff; Moore 'Consession, or cure: the sociological premises of the First Reform Act' *Hist. Jnl.*, ix (1966), p.51.に引用されているSir James Grahamの区別を見よ。
- (31) Hanham, *Elections and Party Management*, pp. 260. 278.
- (32) *Ibid.*, p.52 n.に引用。
- (33) Seymour, *Electoral Reform*, p.428. に引用。
- (34) Gash, *Politics in the Age of Peel*, p.178. に引用。
- (35) D.C.Moore, 'The other face of Reform', *Victorian Studies*, v (1961), pp.13-16. 'Social Structure, political structure, and public opinion in mid-Victorian England' in R,Robson (cd.), *Ideas and Institutions of Victorian Britain* (1967) pp.28-38.
- (36) Moore, 'Concession or cure', pp.45, 51, 56. cf. 'The other face of Reform', p.32.
- (37) こうした見解に対する説得力ある反対論は、E.P.Hennock, 'The sociological premises of the First Reform Act: a critical note', *Victorian Studies*, xiv (1971), pp.321-7. Mooreの回答をもみよ。*Ibid.*, 328-37.
- (38) *Politics in the Age of Peel*, pp.174-5.これが実際にはどのように機能したかについての一例は、N, McCord and A.E.Carrick, 'Northumberland in the General Election of 1852' *Northern History*, i (1966), pp.100-101.地主の影響についてのよい概説は、F.M.L.Thompson, *English Landed Society in Nineteenth Century*. (1963)特にpp.199-204.
- (39) Moore, 'Concession or cure', p.56.
- (40) Moore, 'Political morality', p.21. cf. 'Social structure and public opinion' pp.36-7.彼の初期の立場はもっと容易に理解できる。「カウンティーの有権者の多く—おそらくは大部分—にとって、政治的な行動は、有権者自身の直接的な経済的社会的な上級者に対する共通の忠誠によって結び付けられた結束した行為であった。」にもかかわらず、「そのような社会的な接触は、明らかに一方的なものであった。」ムーアは、借地人が地主に「農村生活を理想化するイギリスの豊かな伝統」という影響を与えたことを否定している。'The other face of Reform', p.16.
- (41) 'Social structure and public opinion', p.47.この問題は次のような叙述によってより明瞭に把握できよ

う。「自分の属す、ないしは自分が属していると感じているコミュニティの指導者によって投票の選択が、条件づけられているような仮説的な個人。こうした個人と、投票の選択を決定する力を持つような指導者のいるコミュニティに属していないか、または属していないと感じている個人。この両者の間に、どこにどうやって線を引くか。実はこれは決して簡単なことではない。」‘Concession or cure’, p.57.

- (42) ‘Social structure and public opinion’, pp.37-8.労働者の雇用主は、しばしば同じような態度をとった。非国教徒のSamuel Morleyは、「他人のために」ローマカソリックが認められるのを許すことはなかったであろう。Hanham, *Elections and Party Management*, p.82.
- (43) Janet Howarth, ‘The Liberal revival in Northamptonshire, 1880-1895: a case study on late nineteenth century elections’, *His. Jnl.*, xii (1969), pp.85-8, 90-1. しかし Pelling は、1885年以後の時代についても、地主の影響をもっと重く見ている。Henry Pelling, *Social Geography of British Elections 1885-1910*(1967), p.122
- (44) I.G.Jones ‘Cardiganshire politics in the mid-nineteenth century, A study of the elections of 1865 and 1868’, *Ceredigion* (1965), pp.19-20, 22-3, 35-7; ‘Merioneth politics in the mid-nineteenth century. the politics of a rural economy’, *Journal of the Merioneth Historical and Record Society*, v (1968), pp.285-7, 308-13; ‘The elections of 1865 and 1868 in Wales, with special reference to Cardiganshire and Merthyr Tydfil’, *Transactions of the Honourable Society of Cymmrodorion* (1964), pt. 1, pp.452-5. 50-4.

(1992. 9. 8 受理)